



質問

防犯カメラの設置と管理委託内容変更を総会に諮る場合の手続きについて

(相談概要)

管理組合が防犯カメラの設置を総会に諮る予定です。これに伴い防犯カメラの保守業務を管理委託契約に追加するため、重要事項説明もその内容で行いました。

1. 防犯カメラの設置が否決された場合、再度、重要事項説明会の開催が必要ですか。
2. 総会手続きはどのように行えばよいですか。



回答

1. 総会前に実施する重要事項説明については、防犯カメラ設置工事の実施が承認されることを前提に重要事項説明会を開催し説明を行なうことで足りります。

総会で議案審議した結果、防犯カメラの設置が否決されたとしても重要事項説明をやり直す必要はありません。

2. 防犯カメラ設置の議案が否決された場合は、委託契約は従前と同一内容となりますので、次の管理委託契約締結の議案については「防犯カメラ設置工事の議案が否決された場合は同一条件で契約更新する」旨の内容を追記しておき、承認を得るようにしてください。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。